

## 高等裁判所経由を要しない報告事項等について

平成19年3月8日総一第000188号高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長あて総務局長通知

地方裁判所又は家庭裁判所が最高裁判所に報告をするには、下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第26条の規定により高等裁判所を経由することになっていますが、報告事務の縮減の一環として、別表「報告事項等」の欄記載の事項については、高等裁判所経由を要しないこととされましたので、よろしくお取り計らいください。

なお、別表「高裁への送付の要否」の欄に「要」と記載された事項及び高等裁判所から別に報告文書等の送付を指示された事項については、最高裁判所への報告と同時に高等裁判所に対しても当該報告文書等を送付してください。

おって、平成8年1月29日付け最高裁総一第23号総務局長通知「高等裁判所経由を要しない報告事項等について」による取扱いは、廃止します。

(別表)

	報告事項等	根拠通達等	高裁への送付の要否
1	第一審強化方策地方協議会の委員の構成及び協議結果の報告	昭和31年7月19日付け最高裁総務第226号事務総長通達	要
2	弁護士等に対する後見開始の審判、保佐開始の審判及び破産手続開始の決定が確定した場合の報告	平成5年4月9日付け最高裁総一第121号総務局長通達	要
3	法廷等の秩序維持に関する法律違反事件等の報告	平成6年12月27日付け最高裁総一第390号総務局長通達	要
4	裁判所職員に対する加害行為等に関する報告	平成6年12月27日付け最高裁総一第391号総務局長通達	要
5	個人情報ファイル等の電子データの送信	平成18年3月17日付け最高裁総一第000347号総務局長依命通達	要
6	簡易裁判所及び家庭裁判所出張所の適正配置に伴う出張事件処理の調査	昭和63年5月20日付け及び平成4年12月21日付けの総務局第一課長書簡	要
7	自治大臣及び中央選挙管理会に対する選挙関係訴訟についての通知及び判決書副本の送付並びに当選人等の処刑の通知	公職選挙法第220条及び第254条 (平成5年10月18日付けの総務局長書簡参照)	
8	判決書作成長期未了事件に関する報告	平成6年12月27日付け最高裁総二第25号事務総長通達	
9	判決書作成長期未了人事訴訟事件に関する報告	平成16年12月14日付け最高裁総二A第000003号事務総長通達	

10	2項特別保存の報告	平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長依命通達	
11	CE受験者の本務庁の異動等の報告	平成16年5月7日付け最高裁人任A第21号人事局長、総研究所長通達	要
12	CA受験者の本務庁の異動等の報告	平成17年5月2日付け最高裁人任二A第000560号人事局長通達	要
13	債務負担額計算書及び未処理事項の調査提出	昭和38年3月9日付け最高裁経主第171号経理局長通達	
14	取得価格50万円以上の機械等の不用決定及び廃棄 物品管理計算書送付	平成7年3月30日付け最高裁経監第41号経理局長依命通達	
15	裁判関係用紙の数量調査	平成18年4月3日付け最高裁経用第001103号経理局長通知	
16	会計機関の設置 照会に対する回答の経由	平成7年3月29日付け最高裁規程第1号	要
17	前渡資金の月例検査の結果報告 歳入歳出外現金の月例検査の結果報告 保管物の月例検査の結果報告	平成7年3月29日付け最高裁規程第1号 平成8年6月12日付け最高裁経監第83号経理局長通達	
18	実地検査終了後の報告 実地検査の回答書の提出	昭和23年3月25日付け最高裁会甲第513号事務総長通達	要
19	予算執行職員の違反に関する報告	昭和25年7月13日付け最高裁会甲第1194号経理局長通達	要

20	隔地の指定	昭和30年6月3日付け最高裁会甲第795号	
21	国債証券について買入消却の承認申請	昭和60年12月28日付け最高裁経監第66号経理局長依命通達	
22	取引銀行口座の廃止等の通知	昭和60年12月28日付け最高裁経監第67号経理局長通達	
23	職員が証人等として旅行する場合に支給する旅費の上申 職員以外の者の旅費の支給の認可上申 日額旅費の減額の認可上申 法46条の規定を適用する場合の認可上申	昭和61年9月12日付け最高裁経監第16号事務総長依命通達	要
24	歳入歳出外現金出納計算書等の送付	平成4年9月29日付け最高裁経監第113号経理局長依命通達	
25	物品の譲与等の報告	平成4年12月3日付け最高裁経監第135号事務総長依命通達	要
26	代行機関として指定できる官職等により難い特別な事情がある場合の承認申請 会計法第40条に規定する出納員の任命上申 出納官吏等の任命上申 歳入歳出外現金出納官吏等の任命上申 同一所在地にある地裁本庁又は支部が取り扱う承認申請	平成6年8月31日付け最高裁経監第96号経理局長依命通達	要
27	是正処理状況の報告	平成7年3月30日付け最高裁経監第39号経理局長依命通達	要
28	支部等における特例に関する承認申請	平成7年3月30日付け最高裁経監第60号経理局長通達	要

29	契約実績額の報告	平成9年9月26日付け最高裁経監 第106号経理局長通達	
30	歳入徴収官の設置等の規定と異なる定めをする場合の上申	平成10年3月24日付け最高裁経監 第15号経理局長依命通達	要
31	契約審査委員への求意見 財務大臣及び会計検査院への書面提出	平成14年10月11日付け最高裁 経監第111号経理局長通達	要
32	操作カードの追加配布 不要となった操作カードの返却	平成14年12月6日付け最高裁経監 第137号経理局長通達	
33	一括調達の承認を得る上申 所要の予算の手当ての方法に関する上申及び示達	平成17年3月25日付け最高裁経監 第000082号経理局長依命通達	要
34	支払遅延報告書	昭和25年3月9日付け会計検査院 普第975号	要
35	燃料使用量等調べの提出	平成7年3月30日付け最高裁経管 第4号経理局長通達	
36	民事調停委員及び家事調停委員に対する地方裁判所長表彰又は家庭裁判所長表彰の表彰人数等の報告	平成元年4月1日付け最高裁民二第 844号事務総長通達	
37	司法委員及び鑑定委員の員数等に関する報告	平成4年7月8日付け最高裁民二第 194号民事局長通達	
38	民事調停委員及び家事調停委員に対する旅費並びに司法委員及び參與員に対する日当の支給状況の報告	平成4年10月8日付け最高裁民二第 289号民事局長、家庭局長通達	

39	民事訴訟事件及び行政訴訟事件の鑑定等の報告	平成11年7月19日付け最高裁民二第357号民事局長、行政局長通達	
40	執行官の兼務庁への出張旅費の調査	平成6年11月29日付け最高裁民三第393号民事局長通達	
41	権限の委任に関する報告 事務員の使用承認等に関する報告	平成6年12月20日付け最高裁民三第434号民事局長通達	
42	執行官任用希望者調査	平成元年12月20日付けの民事局長書簡	要
43	法廷秩序維持等のための警備状況の報告	平成4年12月24日付け最高裁刑一第287号刑事局長通達	
44	刑事事件の事件報告（別表の9の項及び10の項記載の事件報告を除く。）	平成13年3月30日付け最高裁刑一第110号刑事局長、家庭局長通達	
45	刑事手続に関する裁判書等の写しの送付	平成10年12月8日付け最高裁刑二第323号刑事局長通達	
46	刑事裁判における証拠開示に関する裁定請求事件等に関する決定書等の写しの送付	平成17年10月27日付け最高裁刑二第000489号刑事局長通達	
47	公職選挙法違反事件の統計報告	平成6年10月27日付け最高裁刑三第345号刑事局長通達	
48	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件等の事件の報告及び警備状況の報告	平成17年6月28日付け最高裁刑三第000104号刑事局長通達	

49	遺産分割事件の係属期間等の報告	平成5年12月6日付け最高裁家一 第361号家庭局長通達	要
50	少年補導委託状況の調査	平成9年12月15日付け最高裁家一 第488号家庭局長通達	
51	法廷等器具の使用状況等の調査	平成10年1月8日付け最高裁家一 第2号家庭局長通達	
52	参与員の員数等に関する報告	平成17年12月16日付け最高裁家一 第002699号家庭局長通達	
53	支部の適正配置に伴う出張事件処理の調査	平成2年4月17日付け、平成4年 12月22日付け及び平成18年1 月18日付けの家庭局第一課長書 簡	要
54	付添人扶助制度の実施状況の調査	平成6年5月26日付け最高裁家二 第142号家庭局長通達	
55	補導委託の運営に関する事項の報告	平成9年3月31日付け最高裁家二 第99号家庭局長依命通達	要
56	補導委託の実績に関する調査	平成9年10月8日付け最高裁家二 第411号家庭局長通達	
57	補導委託先の視察結果の報告	平成17年8月16日付け最高裁家 二第000841号家庭局長通達	
58	調査官研究費による研究謝金申請等	平成6年12月27日付け最高裁家 三第435号家庭局長、経理局長通 達	要

59	医官研究費による研究謝金申請等	平成6年12月27日付け最高裁家 三第437号家庭局長、經理局長通 達	要
60	外部から最高裁判所に対し、又は下級裁判所事務処理規則第27条に規定する中央官庁等から直接に下級裁判所に対し、下級裁判所の裁判書写しの提供の依頼があり、最高裁判所から同裁判書写し（送付文を含む。）を最高裁判所へ送付するよう指示された場合（高等裁判所を経由するよう指示された場合を除く。）		